

「蛙の声」裁判

長尾 進一郎

先日、ちょっと珍しい騒音裁判の判決があった。東京の男性が、隣家の庭から聞こえる蛙の鳴き声が環境基準を越えており精神的な苦痛を受けたとして、隣家の住民を相手取り、蛙の駆除と慰謝料を求めて訴えた。隣家の住民は、体長三センチ前後の雨蛙が数匹生息していたが、蛙の鳴き声は自然音で騒音には当たらないと反論した。東京地裁は、蛙の鳴き声は自然音だと認めた上で、原告が主張するような大きな音が発生していた証拠は無く、仮に発生したとしても受忍限度を超える騒音とは認められないとして、訴えを退けた。

私の実家の庭でも、二月頃に雄の蟪蛙が雌を求めて鳴き声を立てるので、全くの他人事とは思えず、この判決には少しほっとした。自然の現象による音はコントロールできないから、騒音と考えないという判断は一般的には妥当なものだろう。

それにしても世の中には様々な騒音トラブルがある。生活騒音に限っても、話し声、子供の声や飛び跳ねる音、ペットの鳴き声、テレビの音、エアコンの室外機、ドアの開閉、蒲団を叩く音、バイクの空ふかしなどなど。とくに集合住宅では音が伝わりやすいから、トラブルも多いようだ。

他人同士の騒音問題の難しい点の一つは、立場の違いにあるのだろう。音を出す側は騒音と思っていないか、自分に必要な作業だから大目に見てほしいと考えがちだ。しかし受ける側は、不意に聞こえてきて防ぎようが無いから、実際以上に迷惑で有害な音として受け取ってしまう。

騒音でトラブルにならないためには、まず出す側が「騒音では？」との意識を持って近隣の受け取り方を想像してみることが必要だと思う。出さざるを得ない音であれば、事前に断っておくか、短時間で済ませるのが良い。また近隣同士で日頃から顔見知りになっておくことも有効ではないか。挨拶する仲であれば了解をとりやすいし、赤の他人よりは多少我慢できる。日常の暮らしにも他人を気遣う想像力が求められる現代の世の中だ。